

## 令和8年度

### 明石市商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業補助金のご案内

商店街への若者や女性による新規出店を応援し商店街の活性化を促進するため、商店街の空き店舗を活用した個性ある店舗の新規開業を支援します。

事業名	商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業
対象事業	商店街の空き店舗への新規出店・開業
対象業種	小売業、飲食店、サービス業
対象者	やる気のある若者（令和8年4月1日現在50歳未満）または女性 （出店後すみやかに商店街団体に加盟し、組合員として団体活動に積極的に参加すること）
補助期間	補助金の交付決定日～令和9年3月31日
対象経費	店舗賃借料、内装工事費、ファサード整備費
補助率	対象経費の1/6以内（県と合わせて1/3） ※市と県それぞれに交付申請すること
限度額	最大75万円（県と合わせて最大150万円）
予定件数	1件
応募期間	令和8年4月15日 から 令和8年5月29日 まで ※ 募集期間終了時に応募が無かった場合は、募集件数に達するまで募集期間を延長します。
注意事項	令和8年度に当課および他課の補助金（明石市チャレンジ・スタートアップ事業者支援補助金、あかし市民活動応援助成金）を受ける事業者（個人を含む）は申請できませんので、ご注意ください。

#### 明石市環境産業局産業振興室商工政策課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

TEL: 078-918-5098 FAX: 078-918-5126

Email: sansei@city.akashi.lg.jp

## 1 出店希望者に関する主な条件

原則として、次の①から⑬までのすべての条件を満たすものとします。

- ① 創業予定者、中小企業信用保険法に定める中小企業者・小規模企業者である。ただし、特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、商店街組合、協同組合、任意団体などは交付対象としない。
- ② 申請者本人が若者（補助を受ける年度の4月1日時点で50歳未満）または女性である。
- ③ 開業するに当たって必要となる許認可、資格及び経験を有する。
- ④ 商店街等への出店について、商店街等の代表者の同意が得られる。
- ⑤ 商店街等内の店舗移転又は商店街から他の商店街等への店舗移転に該当するものでない。
- ⑥ 過去に同様の補助金を受けて商店街等に出店した者が、撤退して再度出店するものでない。
- ⑦ 空き店舗等の所有者本人又は空き店舗等の所有者と密接な関係を有する親族等でない。
- ⑧ 空き店舗等の所有者が経営する法人・団体等の役員又は従業員の身分を有する者でない。
- ⑨ 政治活動及び宗教活動を行う団体等でない。
- ⑩ 暴力団及び反社会的勢力団体並びにこれらの関係者でない。
- ⑪ 補助金の交付申請を行う前に、原則として事業計画書を提出し、当該事業計画に関して商業アドバイザーの派遣を受ける。
- ⑫ 継続して事業を行う見込みがある。
- ⑬ 開業後速やかに、商店街等の会員等となり商店街等活動に参加する。

## 2 新規出店に関する主な条件

原則として、小売業、飲食店、サービス業であり、次の①から⑨までのすべての条件を満たすものとします。

- ① 商店街内の空き店舗で事業を行う。
- ② 信用保証協会の保証対象となる業種であって、商業の活性化に寄与する。
- ③ 不特定多数の消費者を対象として営業活動を行い、営業活動が極めて限定的でない。
- ④ 無店舗小売業（訪問販売・カタログ販売・ネット販売・移動販売等を主とする業種）、及び遊興飲食させる営業の類（スナック等のアルコール類の提供が主となる営業、カラオケ・ダンス・接客サービス等）に該当しない。
- ⑤ 大手フランチャイズ店の類に該当しない。
- ⑥ 管理事務所、倉庫、車庫、医療関係施設又は介護福祉関係施設の類に該当しない。  
（病院、診療所、介護老人保健施設、調剤薬局、鍼灸接骨院等）
- ⑦ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律の対象となる営業の類に該当しない。
- ⑧ 公序良俗に反する事業や青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業の類に該当しない。
- ⑨ 場所貸事業（コアワーキングスペース、レンタルボックス、店舗の転貸等）、及び宿泊施設（民泊、ゲストハウス等）の類に該当しないこと。

## 3 空き店舗に関する要件

原則として、次の①から④までのすべての条件を満たすものとします。

- ① 市内の商店街内に所在する空き店舗
- ② 前の事業者が撤退した後、現に営業活動が行われていない店舗
- ③ 交付対象者が自ら所有する店舗、又は空き店舗の所有者と密接な関係にある者（生計を一にする者、3親等以内の親族、所有者が経営する法人又は団体の役員若しくは従業員、所有者が所属する法人・団体等）が所有する店舗でないこと。
- ④ 暴力団員\*1、暴力団員と密接な関係を有する者又はこれらの者と密接な関係を有する者が役員等になっている法人が所有する店舗でないこと。

\*1 明石市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員

#### 4 対象経費について

対象経費は、次に掲げる費用であって、補助金の交付決定日から補助を受ける年度の末日までの期間において対象者が負担するものとします。

##### ① 店舗賃借料

店舗部分を補助対象経費とします。なお、賃借料に店舗以外が含まれている場合は、面積按分して店舗部分の補助対象経費を算定します。

(対象外の例)

管理費、駐車場代、共益費、光熱水費、敷金、礼金、保証金、仲介手数料、消費税及び地方消費税等

##### ② 内装工事費

最低限必要となる店舗部分の内装、撤去、給排水衛生設備、電気、空調・ガス配管等の工事費を補助対象経費とします。なお、工事費に店舗以外が含まれている場合は、面積按分して店舗部分の補助対象経費を算定します。

(対象外の例)

- ・ショーケース、机、椅子、テレビ、パソコン、エアコン、冷蔵庫、レジ、調理機器等の什器備品
- ・什器備品の移設費や廃棄処分費、各種申請手数料等
- ・必要以上に高価な照明器具等（単価10万円（税込）を超えるシャンデリア等の類）
- ・消費税及び地方消費税

##### ③ ファサード整備費

最低限必要となるファサード（正面外装に限る）整備の工事費を補助対象経費とします。なお、店舗の正面に不随する看板等は対象となりますが、独立しているものは補助対象外となります。

(対象外の例)

- ・スタンド看板、のぼり、幕
- ・フラッグ、ポールサイン、サイネージ、屋上広告サイン等
- ・看板等の移設費や廃棄処分費等
- ・必要以上に高価な看板等（単価10万円（税抜）を超えるネオンサイン、突出し看板、袖看板等の類）
- ・消費税及び地方消費税

#### 5 審査

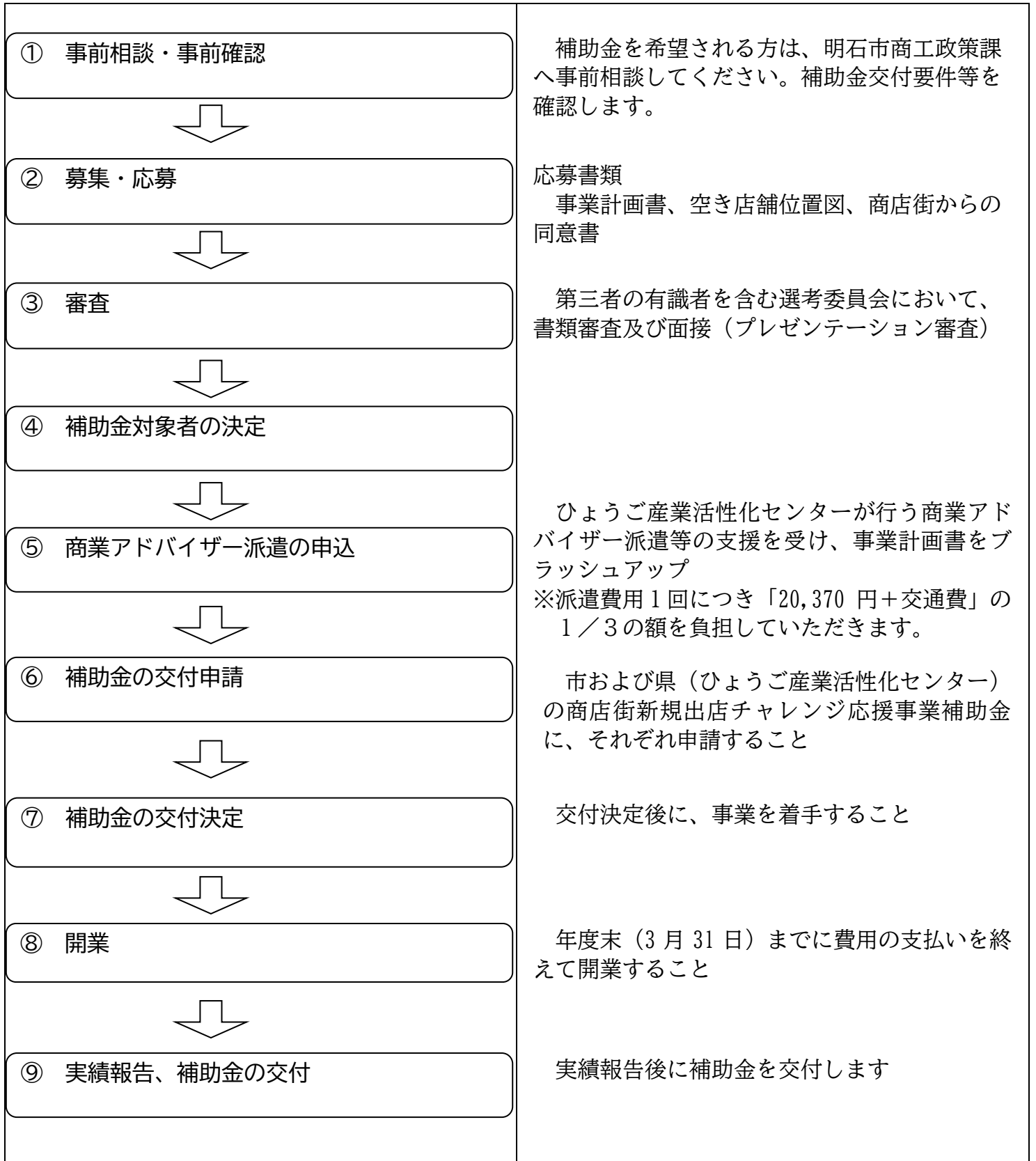
書類審査及びプレゼンテーション審査

審査基準（明石市商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業補助金審査要領のとおり）

項目	着眼点	評価
1 実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は具体的であり実現可能性が高いか。</li> <li>・資金、収支計画との適切性、整合性はあるか。</li> </ul>	各項目 5段階評価  5：大変優秀 4：優秀 3：普通 2：少し劣る 1：劣る
2 公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出店先商店街に、賑わいや集客を生むことが見込まれる事業となっているかどうか。</li> <li>・出店先商店街の賑わいや集客への寄与のため連携を図る必要がある商店街等との連携及び協力が明確であるか。</li> </ul>	
3 新規性・新奇性※ 独創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新奇性やチャレンジ性が感じられるか。</li> <li>・若者や女性ならではの強みを活かした事業内容になっているか。</li> <li>・独創性が感じられる計画となっているか。</li> </ul>	
4 市場性（マーケティング）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲットユーザー、マーケット規模は明確か。</li> <li>・市場ニーズの有無を検証できているか。</li> </ul>	
5 優位性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身（自社）の強みや優位性が確保できる事業計画となっているか。</li> </ul>	

※新規性はまったく新しい状態を表すのに対し、新奇性は目新しく、他にはない状態

## 補助金交付までの流れ



### 注意事項

- ④補助金対象者の決定から⑦補助金の交付決定まで、2か月程度かかります。
- 交付決定前に事業着手(契約等)した場合、補助金の交付を受けられなくなります。
- 交付決定後は、年度末(3月31日)までに費用の支払いを終えて開業する必要があります。